株 主 各 位

大阪市福島区福島六丁目25番19号

日本エスリード株式会社

代表取締役社長 荒 牧 杉 夫

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年4月の熊本県熊本地方を震源とする地震により、被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日(月曜日)午後6時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.日時平成28年6月28日(火曜日)午前10時2.場所大阪市北区天満橋一丁目8番50号
大阪アメニティパーク(OAP)
帝国ホテル大阪 4階 牡丹の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい)

3. 目的事項

報告事項 1. 第24期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第24期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定 の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

株主総会にご出席の株主様への記念品はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下 さいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

(アドレス http://www.eslead.co.jp/)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の持ち直し等がみられたものの、中国をはじめとする新興国の経済動向や政情不安、日本銀行によるマイナス金利政策などから依然として景気・経済の先行きは不透明な状況が継続しております。

当社グループの属する不動産業界の中でもマンション分譲業界におきましては、海外富裕層によるインバウンド投資需要や国内富裕層の相続税対策等も含めた投資需要が旺盛であったことなどから、不安定ながらも堅調に推移しました。

しかし、用地代・建築コストの高止まりと投資需要が重なったことで販売価格が上昇しており、実需要の購入層のなかでも特に第一次取得者層はマンション購入に慎重になっていることなどから、予断を許さない状況が継続しております。

このような事業環境のもと、当社グループの主力事業であります不動産販売事業におきましては、新規発売物件の販売に注力するとともに、全社的コスト削減に継続して取り組み収益の確保に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、エスリード城東中央など 18棟1,446戸を引渡し、連結売上高は371億44百万円(前期比21.8%増)、連結営業利益は34億53百万円(前期比1.2%増)、連結経常利益は33億19百万円(前期比1.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は20億90百万円(前期比4.8%増)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

							金	額(千円)	構成比(%)
不	動	産	販	売	事	業		32, 694, 586	88.0
そ			\bigcirc			他		4, 449, 416	12.0
	,	合		計				37, 144, 003	100.0

② 設備投資の状況 特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の借入による資金調達の状況は、次のとおりであります。

借入金

借入額	返 済 額
4,657,200千円	7, 483, 969千円

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第21期 (平成25年3月期)	第22期 (平成26年3月期)	第23期 (平成27年3月期)	第24期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高(百万円)	28, 656	29, 916	30, 499	37, 144
経常利益(百万円)	2, 045	3, 213	3, 259	3, 319
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	1, 100	1,806	1, 995	2, 090
1株当たり当期純利益(円)	71. 34	117. 08	129. 30	135. 49
総 資 産(百万円)	51, 429	49, 229	52, 949	57, 312
純 資 産(百万円)	27, 414	28, 836	30, 486	32, 153
1株当たり純資産額(円)	1, 776. 55	1, 868. 72	1, 975. 67	2, 083. 76
(ご参考) 期末発行済株式数(千株)	15, 465	15, 465	15, 465	15, 465

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、森トラスト株式会社で、同社は、当社の株式8,214千株 (議決権比率53.44%)を保有しております。親会社との取引はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
エスリード管理株式会社	(千円) 10,000	(%) 100. 0	マンションの管理及び賃貸 関連事業 損害保険代理店事業
綜電株式会社	90, 000	100.0	マンションの電力管理事業
イー・エル建設株式会社	55, 000	100.0	建設・リフォーム事業
エスリード住宅流 通株式会社	10,000	100.0	不動産売買·仲介事業

(4) 対処すべき課題

当社グループのコア事業であるマンション分譲事業におきましては、マンション価格が近畿圏において3年連続上昇していることや、投資需要の先行きが不透明なこと、少子高齢化に伴う需要の減退や将来の社会保障への不安などからくる第一次取得者層の消費マインドの変化も予想されることから、引き続き当社グループを取り巻く事業環境は厳しい状況が継続するものと思われます。

このような厳しい事業環境下にあっても、当社グループの強みであります マーケティングカ、用地取得力、商品企画力、営業力を結束し、不動産の価値を最大限に高め、他社との差別化を図ることのできる安定的かつ永続的な発展を可能とする企業集団を構築してまいります。

また、今後の人口・世帯数の減少からくる社会構造の変化や顧客ニーズの 多様化にも柔軟に対応するため、マンション分譲事業などのフロー事業に加 えて、マンション周辺事業のストック事業の拡大を推進してまいります。具 体的には、既存物件の管理ノウハウを活用し、従来から取り組んでおります中古マンションの買取再販事業のほか、マンション周辺事業であるマンション管理事業・リフォーム事業・賃貸仲介事業・中古マンション仲介事業・インテリア販売事業・引越サービス事業・電力管理事業・リノベーション事業等によりストック事業を推進することで、総合不動産業として事業の拡大に注力していく方針であります。

さらに、強固な資本関係のある森トラスト株式会社と相互に経営ノウハウを提供することにより、一層強靭な企業集団を構築し、マンション分譲事業 及び各種マンション周辺事業の安定的な事業化に努めてまいります。

(5) **主要な事業内容**(平成28年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社4社により構成されており、マンション開発分譲事業を中心として、マンションの管理事業、賃貸関連事業、電力管理事業、建設・リフォーム事業、仲介事業等を行っております。

(6) **主要な営業所**(平成28年3月31日現在)

① 当社

名	称	所	在	地
本社		大阪市福島区		
福岡支店		福岡市中央区		

② 子会社

名称	所 在 地			
エスリード管理株式会社	大阪市福島区			
綜電株式会社	大阪市福島区			
イー・エル建設株式会社	大阪市福島区			
エスリード住宅流通株式会社	大阪市福島区			

(7) **使用人の状況**(平成28年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使	用	人	数		前	期	末	比	増	減	
238名							254	占増			

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。
 - 2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて、25名増加しましたのは、主として不動産販売事業における新規採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借	借入		借	入	額
株式会	社三井住友	文 銀 行		3,448首	万円
株式会	会社りそな	銀行		2, 128	
株式会	社関西アーバ	ン銀行		1, 375	

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況**(平成28年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

61,862,400株

② 発行済株式の総数

15,465,600株

③ 株主数

32,103名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
森トラスト株式会社	8,214千株	53. 24%
UBS AG LONDON A/CIPB SEGREGATEDCLIENT ACCOUNT	411千株	2. 67%
荒牧杉夫	309千株	2.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	168千株	1.09%
オーエム 0 4 エスエスビークライアントオムニバス	131千株	0.85%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	127千株	0.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	119千株	0.77%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口6)	101千株	0.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	94千株	0.61%
チェース マンハッタン ハ゛ンク シ゛ーティーエス クライアンツ アカウント エスクロウ	87千株	0. 57%

⁽注) 持株比率は自己株式 (34,894株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の 状況(平成28年3月31日現在) 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の 状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(平成28年3月31日現在)

会社における地位			氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長			荒牧杉夫	(エスリード管理株式会社代表取締役社長)
専 務	取約	帝 役	大槻定美	営業本部長 (エスリード管理株式会社取締役)
専 務	取約	帝 役	大澤保裕	事業本部長
常務	取 糸	帝 役	井上祐造	管理本部長兼経理部長 (エスリード管理株式会社監査役)
取	締	役	新井浩一	営業第一部長
取	締	役	山田真佐浩	営業第二部長
取	締	役	大場健夫	営業第四部長
取	締	役	箭本浩一	総務部長
取	締	役	半田智之	森トラスト株式会社執行役員大阪支店長
常勤	監置	蜇 役	白井徹雄	
監	查	役	新井義典	公益財団法人徳島経済研究所理事
監	査	役	近藤正和	株式会社トーアミ監査役

- (注) 1. 取締役半田智之氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役3名は全員、社外監査役であります。
 - 3. 監査役3名は全員金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 専務取締役大澤保裕氏は、平成28年3月31日をもって辞任により退任いたしました。

- 5. 取締役小松裕邦氏は、平成27年12月31日をもって辞任により退任いたしました。なお、 同氏は退任時において、事業部長でありました。
- 6. 当社は、監査役3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引 所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

区	分	支給人員	支給額
取 締 (う ち 社 外 取 締	役	11名	250百万円
	役)	(1)	(1)
監 査	役	3	13
(う ち 社 外 監 査	: 役)	(3)	(13)
合	計	14	263

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第16回定時株主総会において年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他 の法人等との関係
 - ・ 取締役半田智之氏は、森トラスト株式会社の執行役員大阪支店長であります。同社は当社の親会社であります。
 - ・ 監査役新井義典氏は、公益財団法人徳島経済研究所の理事であります。当社と公益財団法人徳島経済研究所との間に特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他 の法人等との関係
 - ・ 監査役近藤正和氏は、株式会社トーアミの社外監査役であります。 当社と株式会社トーアミとの間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役 半田智之	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。不動産業に長年携わった経験と幅広い見識に基づき議案の審議において必要な発言を適宜行いました。
監査役 白井徹雄	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会12回全てに出席いたしました。金融機関の要職等を歴任された知識・経験に基づき取締役会では、議案の審議において必要な発言を適宜行い、監査役会では、議長としての役割を果たしました。
監査役 新井義典	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会12回全てに出席いたしました。金融機関の要職等を歴任された知識・経験に基づき取締役会では、議案の審議において必要な発言を適宜行い、監査役会では、活発な意見交換等を行いました。
監査役 近藤正和	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会12回全てに出席いたしました。金融機関の要職等を歴任された知識・経験に基づき取締役会では、議案の審議において必要な発言を適宜行い、監査役会では、活発な意見交換等を行いました。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役半田智之氏及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額			24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額			24

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は 以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制 に関する規程を、法令・定款を遵守した行動をとるための規範とする。
 - ・総務部はコンプライアンスに関する規程の社内への周知・徹底を継続的に実施する。
 - ・内部通報制度運用規程に則り、コンプライアンス上の疑義ある行為については総務部・内部監査室を窓口として情報を収集し、取締役会及び監査役会へ報告のうえ適切に対処する。
 - ・反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で 対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を 整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、法令並びに定款及び社内規程に則り業務を行い、取締役会の 議事録は文書管理規程に基づき適切に作成・保管する。
 - ・取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・経営目標と企業目的を踏まえ、リスク管理規程を制定する。
 - ・リスク管理規程に則り、目標達成を脅かすリスクの特定・リスクの発生 可能性と経営に与えるインパクトの評価・リスク評価の結果に基づいて リスクを軽減するために必要な施策を実施することによりリスク環境の 変化に迅速に対応する。
 - ・リスク状況の監視及び対応は、リスク管理委員会が行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行う。その他必要に応じて随時取締役会を開催する。
 - ・取締役は、自己の所管する業務について、取締役会及び随時に他の取締 役に対して報告を実施する。
 - ・日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の 委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。
- ⑤ 当社による子会社の管理体制、当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1. 当社による子会社の管理体制
 - ・内部統制システムの構築は当社グループ一体で実施し、当社グループの 業務の適正を確保する。
 - ・子会社の取締役は、当社の取締役会に出席し、業務進捗状況・財務状況 その他の重要な情報について報告を行う。
 - ・子会社損失の危険の管理についてはリスク管理規程に則り、当社グループー体でリスク管理を実施する。
 - ・子会社の日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。
 - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程に基づき、当社グループー体での体制整備を実施する。
 - ・内部監査室は、子会社の内部監査を定期的に実施しコンプライアンス上 の問題点の有無及び業務の適切性の検証を行う。
 - 2. 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・親会社の取締役と当社の取締役は当社及び子会社の内部統制システムの 構築・運用状況について定期的に意見交換を行い、親会社及び子会社か らなる企業集団における業務の適切性を確保する。

⑥ 監査役の補助に関する体制

・監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を監査役スタッフとして置くこととする。

- ・当該使用人の人事は監査役会の意見を尊重する。
- ・当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの独立性を 確保する。

⑦ 監査役に報告するための体制

- ・内部通報制度運用規程に則り、当社及び子会社におけるコンプライアン ス上の疑義ある行為については、当社の監査役へ報告するものとする。
- ・当社及び子会社の取締役は、監査役会に報告すべき事項を定めるととも に定められた報告事項以外についても、必要な事項は随時報告する体制 を整備する。
- ・内部通報制度運用規程に則り、報告をした者が監査役へ報告をしたこと を理由として、いかなる不利益取扱も行わない。

⑧ 監査役の監査費用等に関する体制

・監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用等が適切でない場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

⑨ 監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制

- ・必要に応じて当社及び子会社の代表取締役・会計監査人・内部監査室は 監査役との意見交換を実施する。
- ・監査役は、当社及び子会社の重要な会議に必要に応じて出席し、意思決 定の過程及び業務執行状況について把握する。
- ・当社及び子会社の取締役は、監査役監査の実効性の確保に関する監査役 からの要望事項には、速やかに対応する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務報告の信頼性の確保及び、平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに対する意識向上のため、社内研修の実施等により、 行動規範・内部通報制度運用規程等の周知徹底を図りました。
- ② リスク管理委員会を18回開催し、当社グループのリスクを包括的に管理 するとともに、当社グループ全体で共有しました。
- ③ 取締役会を13回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ④ 当社の取締役がグループ各社の役員に就任し、グループ各社の取締役の 職務の執行が効率的に行われていることを監督しました。また、グルー プ会社の取締役は定時取締役会に出席し、業務の進捗等の報告を行いま した。
- ⑤ 監査役会を12回開催し、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行いました。また、取締役会への出席及び会計監査人・取締役等との情報交換を行うことで、取締役の職務執行及び内部統制の整備・運用状況の監査を実施しました。
- ⑥ 内部監査室は、内部監査等計画に基づき、当社及びグループ各社の内部 監査及び財務報告内部統制の評価を実施しました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたって、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、定款の定めに基づき平成28年5月13日開催の取締役会の決議により1株当たり12.5円とさせていただきます。これにより平成27年12月1日に実施済みの中間配当金1株当たり12.5円を含めた当事業年度の年間配当金は、1株当たり25円となります。

(8) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

次 · 立 · ①	立 7	名 唐 ①	如 如
資産の	<u></u> 一 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産	52, 066, 033	流動負債	17, 580, 962
現金及び預金	24, 180, 414	支払手形及び買掛金	9, 392, 534
		短期借入金	73, 900
一 売 掛 金 	252, 617	1年内返済予定の長期借入金	5, 943, 692
販売用不動産	13, 873, 641	リース債務	81, 252
 仕掛販売用不動産	12, 734, 501	未払法人税等	977, 906
		前 受 金	174, 854
繰延税金資産	135, 004	賞与引当金	172, 097
その他	889, 853	その他	764, 724
		固定負債	7, 577, 417
固 定 資 産 	5, 246, 223	社	120,000
有形固定資産	4, 626, 076	長期借入金	6, 204, 566
建物及び構築物	1, 297, 060	リース債務	349, 098
上 70 从 U 1冊 来 10	1, 201, 000	退職給付に係る負債	106, 802
土地	2, 868, 618	役員退職慰労引当金	277, 937
リース資産	398, 532	その他	519, 012
		負 債 合 計	25, 158, 379
その他	61, 865	純資産	の部
無形固定資産	29, 067	株 主 資 本	32, 096, 245
┃ ┃ 投資その他の資産	591, 080	資 本 金	1, 983, 000
	001,000	資本剰余金	2, 871, 318
投資有価証券	236, 180	利益剰余金	27, 304, 766
差入保証金	106, 599	自己株式	△62, 839
		その他の包括利益累計額	57, 632
操延税金資産	184, 325	その他有価証券評価差額金	57, 632
その他	63, 975	純資産合計	32, 153, 877
資 産 合 計	57, 312, 257	負債・純資産合計	57, 312, 257

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

						1	(半世・1月)
		科		目		金	額
売		上		高			37, 144, 003
売		上	原	価			28, 189, 270
	売	上	総	利	益		8, 954, 732
販	売 費	及び一	般 管	理 費			5, 500, 790
	営	業		利	益		3, 453, 941
営	業	外	収	益			
	受	取 利 ,	息及	び配当	金	9, 507	
	解	約 違	約	金 収	入	12, 700	
	保	証 金	敷	引 収	入	10, 116	
	助	成	金	収	入	10, 500	
	そ		\mathcal{O}		他	12, 571	55, 395
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	165, 962	
	そ		\mathcal{O}		他	24, 120	190, 083
	経	常		利	益		3, 319, 253
税	金等	調整前:	当 期 純	〕利 益			3, 319, 253
法	人税、	住民税	及び事	事業 税		1, 048, 589	
法	人	税 等	調	整 額		179, 954	1, 228, 543
当	斯	純	利	益			2, 090, 709
親:	会社株芸	主に帰属す	る当期	純利益			2, 090, 709

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

				株	主	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高		1, 983,	000	2, 871, 318	25, 599, 827	△62, 559	30, 391, 587
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					△385, 771		△385, 771
親会社株主に帰属する 当期純利益					2, 090, 709		2, 090, 709
自己株式の取得						△280	△280
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)							
連結会計年度変動額合計			_	_	1, 704, 938	△280	1, 704, 657
当連結会計年度末残高		1, 983,	000	2, 871, 318	27, 304, 766	△62, 839	32, 096, 245

	その他の包括	舌利益累計額		
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計	
当連結会計年度期首残高	94, 819	94, 819	30, 486, 407	
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			△385, 771	
親会社株主に帰属する当期純利益			2, 090, 709	
自己株式の取得			△280	
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)	△37, 187	△37, 187	△37, 187	
連結会計年度変動額合計	△37, 187	△37, 187	1, 667, 469	
当連結会計年度末残高	57, 632	57, 632	32, 153, 877	

⁽注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 4社

・主要な連結子会社の名称 エスリード管理株式会社

綜電株式会社

イー・エル建設株式会社 エスリード住宅流通株式会社

なお、非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価

差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は

移動平均法により算定)

時価のないもの移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・販売用不動産 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低

下による簿価切下げの方法により算定)

・仕掛販売用不動産 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低

下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。

口. 無形固定資産

(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法 によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適 用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常 の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

口. 賞与引当金

従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基

づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく 期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、退職給付に係る負債の計算には退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給 付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 ただし、控除対象外消費税のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産のその他に計上し(5年均等償却)、たな卸資産等に係るものは発生年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	8, 156, 998千円
仕掛販売用不動産	7,997,626千円
建物及び構築物	624, 420千円
土地	1,258,748千円
有形固定資産のその他	547千円
計	18,038,342千円

(2) 担保資産に対応する債務

計	12, 174, 059千円
長期借入金	6,204,566千円
1年内返済予定の長期借入金	5,943,692千円
短期借入金	25,800千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

1,775,812千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の	種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通	株式	15,465千株	-千株	-千株	15,465千株

(2) 自己株式の数に関する事項

t	朱云	式の) 種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
7	监	通	株	式	34千株	0千株	-千株	34千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

イ. 平成27年5月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 192,886千円

・1株当たり配当額 12.5円・基準日 平成27年3月3

・基準日 平成27年3月31日・効力発生日 平成27年6月29日

ロ. 平成27年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 192,885千円

・1株当たり配当額 12.5円

・基準日 平成27年9月30日・効力発生日 平成27年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 平成28年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 192,883千円

・1株当たり配当額 12.5円

・基準日 平成28年3月31日・効力発生日 平成28年6月29日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等によっております。また、資金調達については主として不動産販売事業におけるたな卸資産の取得を目的とし、金融機関からの借入によっております。なお、デリバティブは、金利変動リスク軽減のための取引に限定し、借入債務を伴わない取引は一切行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。管理本部が定期的に モニタリングするとともに、取引先別に残高及び期日を管理することで、リスク低減を図 っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であります。これらは市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は主として3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債については主として不動産販売事業におけるたな卸資産の取得を目的とした金融機関からの調達であり、資金調達に係る流動性リスク及び金利水準の変動リスクに晒されております。流動性リスクに関しては、経理部財務課において適時資金計画表を作成し、随時経理部長に提出・報告されております。金利変動リスクに関しては、必要に応じてデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。デリバティブ取引(金利スワップ取引)は市場金利の変動によるリスクを有しておりますが、取引の契約先がいずれも大手金融機関であるため、契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、デリバティブ取引の執行・管理については取引権限及び取引限度額を定めた社内規程に従い、資金担当部門が部門責任者の承認を得ており、多額の契約は取締役会の承認を得て決定することになっております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでい るため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。((注2)参照)

(単位:千円)

			(11== 114)
	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
(1) 現金及び預金	24, 180, 414	24, 180, 414	_
(2) 売掛金	252, 617	252, 617	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	195, 260	195, 260	_
資産計	24, 628, 292	24, 628, 292	_
(1) 支払手形及び買掛金	9, 392, 534	9, 392, 534	_
(2) 短期借入金	73, 900	73, 900	_
(3) 社債	120,000	120, 604	604
(4) 長期借入金(1年内返済予定 を含む)	12, 148, 259	12, 150, 439	2, 180
	21, 734, 694	21, 737, 478	2, 784

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、利子率については、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率を用いております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、利子率については、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率を用いております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額40,920千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、大阪府その他の地域において、主として賃貸用マンション(土地を含む。) を所有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は71,375 千円(主要な賃貸収益は売上高に、主要な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び当連結会計年度末の時価は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連	結	貸	借	対	照	表	計	上	額			火油は合計左座十の時年
当連	結会計年度期	首残高	= = =	当連結	会計	年度b	曽減額	ĺ	当連絡	告会計	年度末残	高	当連結会計年度末の時価
	1, 768	3, 692				$\triangle 4$	4, 979				1, 723, 71	.3	1, 806, 148

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当連結会計年度減少額 (\triangle 44,979千円) は、減価償却等による減少額 (\triangle 44,979千円) によるものであります。
- (注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定 した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,083円76銭

(2) 1株当たり当期純利益

135円49銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	47, 749, 312	流動負債	17, 024, 685
現金及び預金	20, 229, 683	支 払 手 形	9, 265, 536
売 掛 金	3,807	1年内返済予定の長期借入金	5, 943, 692
販売用不動産	13, 790, 557	リース債務	10, 042
仕掛販売用不動産	12, 735, 350	未 払 金	297, 861
販売用不動産前渡金	228, 988	未払法人税等	847, 666
前払費用	122, 172	前 受 金	174, 363
繰延税金資産	117, 868	賞与引当金	148, 148
その他	520, 884	_ その 他	337, 375
固定資産	4, 983, 725	固定負債	6, 993, 735
有形固定資産	4, 190, 751	長期借入金	6, 204, 566
建物	1, 277, 023	リース債務	12, 733
構築物	20, 037	退職給付引当金	95, 356
機械及び装置	1, 711	役員退職慰労引当金	277, 937
車輌運搬具	742	その他	403, 141
工具、器具及び備品	6, 297		24, 018, 420
土 地	2, 868, 618		の 部 20 656 074
リース資産	16, 321	株 主 資 本 資 本 金	28, 656, 974 1, 983, 000
無形固定資産	25, 586	資本剰余金	2, 871, 318
ソフトウェア	11, 295	資本準備金	2, 870, 350
電話加入権	9,683	その他資本剰余金	968
リース資産	4,606	利益剰余金	23, 865, 495
投資その他の資産	767, 388	利益準備金	31, 593
投資有価証券	236, 152	その他利益剰余金	23, 833, 902
関係会社株式	165,000	別途積立金	21, 200, 000
関係会社長期貸付金	20,000	繰越利益剰余金	2, 633, 902
長期前払費用	6, 463	自 己 株 式	△62, 839
差入保証金	103, 425	評価・換算差額等	57, 643
繰延税金資産	179, 370	その他有価証券評価差額金	57, 643
その他	56, 975	純資産合計	28, 714, 617
資 産 合 計	52, 733, 038	負債・純資産合計	52, 733, 038

⁽注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

	~	ļ.			=		金	額
売		上		高				
	不	動	産	売	上	高	32, 068, 080	
	そ	O (也 事	業	収	入	1, 910, 359	33, 978, 439
売		上	原	価				
	不	動	董 売	上	原	価	24, 706, 407	
	そ	の (1)	也 事	業	原	価	1, 383, 527	26, 089, 935
	売	上	総	禾	IJ	益		7, 888, 504
販	売 費	及び -	一般管	理 費				5, 063, 618
	営	늴	¥	利		益		2, 824, 886
営	業	外	収	益				
	受耳	文 利	息 及	び画	已 当	金	108, 713	
	解	約	童 約	金	収	入	12, 700	
	保	証	 敷	引	収	入	9, 656	
	受	取	事 務	手	数	料	25, 200	
	受	取	賃	貸	Č.	料	16, 207	
	そ		\mathcal{O}			他	6, 947	179, 424
営	業	外	費	用				
	支	‡	4	利		息	162, 608	
	そ		\mathcal{O}			他	23, 834	186, 443
	経	Ė	常	利		益		2, 817, 867
税	引前	う 当	期純	利 益				2, 817, 867
法	人税、	住民和	说及び事	事業税			827, 011	
法	人	税等	調	整額			180, 432	1, 007, 444
当	期	純	利	益				1, 810, 423

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

			株	主	資	本		
		資	本 剰 分	金	利	益	剰 余	金
	資本金		7- 00 lih	次士訓人人		その他利	益剰余金	利光副人人
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計
当期首残高	1, 983, 000	2, 870, 350	968	2, 871, 318	31, 593	20, 200, 000	2, 209, 251	22, 440, 844
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						1,000,000	△1,000,000	_
剰余金の配当							△385, 771	△385, 771
当期純利益							1, 810, 423	1, 810, 423
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	_	1,000,000	424, 651	1, 424, 651
当 期 末 残 高	1, 983, 000	2, 870, 350	968	2, 871, 318	31, 593	21, 200, 000	2, 633, 902	23, 865, 495

	株主	資 本	評価・換	算差額等	
	自己株式	株主資本計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△62, 559	27, 232, 604	94, 797	94, 797	27, 327, 401
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立		_			_
剰余金の配当		△385, 771			△385, 771
当期純利益		1, 810, 423			1, 810, 423
自己株式の取得	△280	△280			△280
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△37, 154	△37, 154	△37, 154
事業年度中の変動額合計	△280	1, 424, 370	△37, 154	△37, 154	1, 387, 215
当 期 末 残 高	△62, 839	28, 656, 974	57, 643	57, 643	28, 714, 617

⁽注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - イ. 関係会社株式
 - ロ. その他有価証券
 - 時価のあるもの

時価のないもの

② たな卸資産

イ. 販売用不動産

口. 仕掛販売用不動産

移動平均法による原価法

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価 差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価

は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低

下による簿価切下げの方法により算定)

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低

下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法 によっております。

- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基

づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく 期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 ただし、控除対象外消費税のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産の長期前払費用に計上し (5年均等償却)、たな卸資産等に係るものは発生 年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	8, 129, 158千円		
仕掛販売用不動産	7,997,626千円		
建物(純額)	621,490千円		
構築物(純額)	2,930千円		
工具、器具及び備品(純額)	547千円		
土地	1,258,748千円		
計	18,010,502千円		

(2) 担保資産に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	5,943,692千円
長期借入金	6, 204, 566千円
	12,148,259千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

1,528,075千円

(4) 保証債務

以下の連結子会社について、リース会社からのリース契約及び延払売買契約に対し債務保証を行っております。

綜電株式会社	41,872千円
	41,872千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

524千円	短期金銭債権	
21,446千円	長期金銭債権	2
2,234千円	短期金銭債務	3

(6) 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務 該当事項はありません。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高 47,264千円

② 営業取引以外の取引高 142,133千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	34千株	0千株	-千株	34千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	47,436千円
賞与引当金	45,629千円
退職給付引当金	29,178千円
役員退職慰労引当金	85,150千円
会員権評価損	25,935千円
投資有価証券評価損	17,454千円
その他	71,870千円
繰延税金資産合計	322,654千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△25,416千円
繰延税金負債合計	△25,416千円
繰延税金資産の純額	297, 238千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。
- (3) 子会社等 重要な取引はありません。
- (4) 兄弟会社等 該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純利益

1,860円88銭 117円33銭

- 8. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。
- 9. 連結配当規制適用会社に関する注記 該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

日本エスリード株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承 煥 印 指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 伸 吾 印 業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本エスリード株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エスリード株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

日本エスリード株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承 煥 印 指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 伸 吾 印 業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エスリード株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統 制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会に出席するとともにその他重要な会議の議事録を閲覧し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。併せて、財務報告に係る内部統制についても、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類 (連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに 計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附 属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事 実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「太陽有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「太陽有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

日本エスリード株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 白井徹雄印

監査役(社外監査役)新井義典印

監 查 役(社外監查役) 近藤正和⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
 - ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査 役会に関する規定の削除等を行います。

- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第32条の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更のほか、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時を もって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
<u>1.</u> 不動産の売買、賃貸、仲介、斡	<u>(1)</u> 不動産の売買、賃貸、仲介、斡
旋 <u>および</u> 管理	旋 <u>及び</u> 管理
<u>2.</u> (条文省略)	<u>(2)</u> (現行どおり)
<u>3.</u> (条文省略)	<u>(3)</u> (現行どおり)
<u>4.</u> (条文省略)	<u>(4)</u> (現行どおり)
<u>5.</u> (条文省略)	<u>(5)</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変		
	 (6) 建築工事及び設備工事		
7. (条文省略)			
8. (条文省略)	(8) (現行どおり)		
9. (条文省略)	(9) (現行どおり)		
10. 広告、宣伝の企画・制作および			
販売	元 元		
<u>11.</u> (条文省略)	<u>(11)</u> (現行どおり)		
<u>12.</u> 駐車場の経営 <u>ならびに</u> 管理	<u>(12)</u> 駐車場の経営 <u>並びに</u> 管理		
13介護用品、介護機器の売買、賃	<u>(13)</u> 介護用品、介護機器の売買、賃		
貸、仲介、修理 <u>ならびに</u> 設置工	貸、仲介、修理 <u>並びに</u> 設置工事		
事			
<u>14.</u> (条文省略)	<u>(14)</u> (現行どおり)		
<u>15.</u> 金銭の貸付、金銭の媒介 <u>および</u>	<u>(15)</u> 金銭の貸付、金銭の媒介 <u>及び</u> 保		
保証業務	証業務		
<u>16.</u> (条文省略)	<u>(16)</u> (現行どおり)		
<u>17.</u> 建築物の設計 <u>および</u> 工事監理	<u>(17)</u> 建築物の設計 <u>及び</u> 工事監理		
<u>18.</u> (条文省略)	<u>(18)</u> (現行どおり)		
(400 ===)			
(機関)	(機関)		
第4条 当社は、株主総会 <u>および</u> 取締役のほ	第4条 当社は、株主総会 <u>及び</u> 取締役のほ		
か、次の機関を置く。	か、次の機関を置く。		
1. 取締役会	(1)_取締役会		
2. 監査役	(2) 監査等委員会		
3. 監査役会	(3) 会計監査人		
<u>4. 会計監査人</u>	(削除) 		
 (単元未満株主の売渡請求)	 (単元未満株主の売渡請求)		
第9条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)		
② (条文省略)	<u>2</u> (現行どおり)		
(単元未満株主の権利制限)	(単元未満株主の権利制限)		
第10条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)		
<u>1.</u> (条文省略)	<u>(1)</u> (現行どおり)		
<u>2.</u> (条文省略)	<u>(2)</u> (現行どおり)		

- 3. 株主の有する株式数に応じて募 集株式の割当て<u>および</u>募集新株 予約権の割当てを受ける権利
- 4. (条文省略)

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿への 記載<u>または</u>記録、単元未満株式の買 取・売渡、その他株式<u>または</u>新株予 約権に関する取扱<u>および</u>手数料、株 主の権利行使に際しての手続等につ いては、法令<u>または</u>定款に定めるも ののほか、取締役会において定める 株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 (条文省略)

② 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(基準日)

- 第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主 名簿に記載<u>または</u>記録された株主を もって、その事業年度に関する定時 株主総会において権利を行使するこ とができる株主とする。
 - ② 前項とその他定款に定めがある場合にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主<u>または</u>登録株式質権者とすることができる。

(3) 株主の有する株式数に応じて募 集株式の割当て<u>及び</u>募集新株予 約権の割当てを受ける権利

(4) (現行どおり)

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿への記載<u>又は</u>記録、単元未満株式の買取・売渡、その他株式<u>又は</u>新株予約権に関する取扱<u>及び</u>手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令<u>又は</u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 (現行どおり)

2 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場 所は、取締役会の決議によって定め る。

(基準日)

- 第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主 名簿に記載<u>又は</u>記録された株主をも って、その事業年度に関する定時株 主総会において権利を行使すること ができる株主とする。
 - 2 前項とその他定款に定めがある場合にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に<u>別段の定めがある場合を除き</u>、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 (条文省略)

② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>定款 に<u>別段の定めがある場合を除き</u>、出 席した議決権を行使することができ る株主の議決権の過半数をもって行 う。 変 更 案

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に<u>定めるもののほか</u>、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 (現行どおり)

2 前項の場合には、株主<u>又は</u>代理人は 代理権を証明する書面を、株主総会 ごとに当社に提出しなければならな い。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>定款に <u>定めるもののほか</u>、出席した議決権 を行使することができる株主の議決 権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる 決議は、法令<u>または</u>定款に<u>別段の定めがある場合を除き</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領 <u>および</u>その結果<u>ならびに</u>その他法令 に定める事項については、議事録に 記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、15名以内とする。

(新設)

(取締役の選任)

- 第21条 取締役は、株主総会<u>の決議によって</u> 選任する。
 - ② (条文省略)
 - ③ (条文省略)

(新設)

変 更 案

2 会社法第309条第2項の定めによる 決議は、法令又は定款に定めるもの のほか、議決権を行使することがで きる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の 3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領 <u>及び</u>その結果<u>並びに</u>その他法令に定 める事項については、議事録に記載 又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第20条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。
 - 2 当社の監査等委員である取締役は、 4名以内とする。

(取締役の選任)

- 第21条 取締役は、株主総会<u>において、監査</u> 等委員である取締役とそれ以外の取 締役とを区別して選任する。
 - 2 (現行どおり)
 - 3 (現行どおり)
 - 4 当社は、法令に定める監査等委員で ある取締役の員数を欠くことになる 場合に備え、株主総会において補欠 の監査等委員である取締役を選任す ることができる。

現	行	定	款		変	更	案
---	---	---	---	--	---	---	---

(新設)

5 前項の補欠の監査等委員である取締 役の選任に係る決議が効力を有する 期間は、当該決議によって短縮され ない限り、当該決議後2年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の開始の時まで とする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。

(新設)

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 当社は、取締役会の決議によって、 代表取締役を選定する。
 - ② 取締役会は、その決議によって、取 締役社長1名を選定し、また必要に 応じ、取締役会長1名、取締役副社 長、専務取締役、常務取締役各若干 名を選定することができる。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、 選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第23条 当社は、取締役会の決議によって、 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)の中から代表取締役を選定 する。
 - 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除る。)の中から</u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

変 更

(役付取締役の職務範囲)

第24条 (条文省略)

- ② 取締役会長、取締役副社長、専務取 締役<u>および</u>常務取締役は各々取締役 社長を補佐し、定められた業務を分 掌処理し、かつ会社の日常業務を執 行する。
- ③ 取締役会長、取締役副社長、専務取 締役<u>および</u>常務取締役は、取締役社 長に事故があるときは、取締役社長 に代わって業務を執行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に<u>別段の定めがある場合を除き</u>、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>お</u> よび各監査役に対し、取締役会の日 の3日前までに発する。ただし、緊 急の場合には、この期間を短縮する ことができ、<u>または</u>取締役<u>および監</u> 査役全員の同意があるときは省略す ることができる。

第24条 (現行どおり)

(役付取締役の職務範囲)

2 取締役会長、取締役副社長、専務取 締役及び常務取締役は各々取締役社 長を補佐し、定められた業務を分掌 処理し、かつ会社の日常業務を執行 する。

案

3 取締役会長、取締役副社長、専務取 締役<u>及び</u>常務取締役は、取締役社長 に事故があるときは、取締役社長に 代わって業務を執行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に<u>定めるもののほか</u>、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し、取締役会の日の3日前までに 発する。ただし、緊急の場合には、 この期間を短縮することができ、<u>又</u> は取締役全員の同意があるときは省 略することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議の目的である事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限り</u>でない。

(新設)

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令 に定める事項については、議事録に 記載または記録し、出席した取締役 および監査役がこれに記名押印また は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令<u>また</u> <u>は</u>定款に定めるもののほか、取締役 会において定める取締役会規程によ る。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議の目的である事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 取締役会は、会社法第399条の13第6 項の規定により、取締役会の決議に よって、取締役会において決定すべ き重要な業務執行(同条第5項各号 に掲げる事項を除く。)の決定の全 部又は一部を取締役に委任すること ができる。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領 及びその結果並びにその他法令に定 める事項については、議事録に記載 又は記録し、出席した取締役がこれ に記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令<u>又は</u> 定款に定めるもののほか、取締役会 において定める取締役会規程によ る。

	 現 行	定	款		変	更	案
(取締役	足の報酬等)			(取締行	との報酬	(等)	
第 <u>31</u> 条	取締役の報酬、	、賞与その	の他の職務執	第 <u>32</u> 条	取締役	の報酬、賞与	Fその他の職務執
	行の対価として	て当社か	ら受ける財産		行の対	価として当社	比から受ける財産
	上の利益(以下	、「報酬等	〕という。)		上の利	益(以下、「報	酬等」という。)
	は、株主総会の	の決議に	よって定め		は、株	主総会の決議	養によって <u>、監査</u>
	る。				等委員	である取締役	とそれ以外の取
					締役と	を区別して気	営める。
(社外国	文締役の責任限?	定)		┃ ┃ ┃ (取締?	殳の責任	:限定)	
	当社は、社外]		の間で、当該	第33条	当社は	、取締役(業	类務執行取締役等
	社外取締役の				である	ものを除く。) との間で、会
	の責任につき、	、善意で	かつ重大な過		社法第	3423条第1項	 の責任につき、善
	失がないときに	は、法令	が定める額を		意でか	つ重大な過失	 にがないときは、
	限度として責任	任を負担	する契約を締		法令が	定める額を剛	限度として責任を
	結することが、	できる。			負担す	る契約を締約	吉することができ
					る。		
2	第5章 監査役	および監察	<u> 查役会</u>			(削除)	
(監査管	设の員数)					(削除)	
第33条	当社の監査役は	は、4名	<u>以内とする。</u>				
<u>(監査を</u>	<u> どの選任)</u>					(削除)	
第34条	監査役は、株	主総会の	決議によって				
	選任する。						
2	監査役の選任						
	することがで						
	分の1以上を						
	その議決権の対	過半数を	<u>もって行う。</u>				
() () () () ()	ひの任期)					(削除)	
	<u>×・・・に別)</u> 監査役の任期)	は、選任	後4年以内に			(11,131)	
	終了する事業						
	に関する定時	朱主総会の	の終結の時ま				

でとする。

現行定款	変
② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤監査役) 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の 監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に 対し、監査役会の日の3日前までに 発する。ただし、緊急の場合には、 この期間を短縮することができ、ま たは監査役全員の同意があるときは 省略することができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定 めがある場合を除き、監査役の過半 数をもって行う。	(削除)
(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令 に定める事項については、議事録に 記載または記録し、出席した監査役 がこれに記名押印または電子署名を 行う。	(削除)
(監査役会規程) 第40条 監査役会に関する事項は、法令また は定款に定めるもののほか、監査役 会において定める監査役会規程によ る。	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u> 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議 によって定める。	(削除)

現 行 定 款	変
	(削除)
第42条 当社は、社外監査役との間で、当該 社外監査役の会社法第423条第1項 の責任につき、善意でかつ重大な過 失がないときは、法令が定める額を 限度として責任を負担する契約を締 結することができる。	
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査 等委員に対し、監査等委員会の日の 3日前までに発する。ただし、緊急 の場合には、この期間を短縮するこ とができる。 2 監査等委員全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査等 委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議の方法) 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わ ることができる監査等委員である取 締役の過半数が出席し、出席した監 査等委員である取締役の過半数をも って行う。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第36条 監査等委員会における議事の経過の 要領及びその結果並びにその他法令 に定める事項については、議事録に 記載又は記録し、出席した監査等委 員である取締役がこれに記名押印又 は電子署名を行う。
(新設)	(監査等委員会規程) 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令 又は定款に定めるもののほか、監査 等委員会において定める監査等委員 会規程による。

3	 現 行		 款] - 2	 変	更	 案
	 (条文省略)	/ _	451	第38条	<u>~</u> (現行と		
<u> </u>	(木人百門)			为 <u>50</u> 未 	(Ar.11 C	. 40 7 /	
(剰余金	の配当等の決定		∥ (剰余金	♪の配当等	その決定機関	国)	
01 174	当社は、剰余金	- 02402 47	等会社法第459				当等会社法第459
>1 <u>v ==</u> >1 <u>v</u>	条第1項各号						りる事項について
	は、法令に別り	役の定め	のある場合を		は、法令	に定めるも	ののほか、株主
	除き、株主総会	会の決議	によらず取締		総会の決	議によらす	『取締役会の決議
	役会の決議に	より定め	る。		により定	 ぎめる。	
(剰余金	念の配当の基準	日)		■ (剰余金	の配当の)基準日)	
第 <u>45</u> 条	(条文省略)			II	(現行と		
<u>2</u>	(条文省略)			<u>2</u>	(現行と	ごおり)	
<u>3</u>	(条文省略)			<u>3</u>	(現行と	[おり]	
111. 50	/ fa				(- 		
第 <u>46</u> 条	(条文省略)			■ 第 <u>41</u> 条	(現行と	[おり]	
	(新	÷/L\		/ 医七十二/ 尔	ムの主げる	- (CA)	
	(材)に	汉)			との責任免		条第1項の規定に
				1,77,7			7,0,0
				-			<u>に総会において決</u>
							<u>見の効力が生ずる</u>
			前の任務を怠ったことによる監査役で あった者の損害賠償責任を、法令の限				
			-			RITE、伝下の限 会の決議によって	
				II —		<u>、 収削収ま</u> とができる	
				<u></u>	712/12/20 /	- C W . C C &	<u> </u>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 9名選任の件 当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されます と監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員8名は、定款変更の効力発生

の時をもって任期満了により退任となります。 つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名の選任を お願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当	á社における地位、担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
		昭和54年4月	大京観光株式会社(現・株式会 社大京)入社	
1	************************************	平成4年5月	当社設立 代表取締役社長 (現任)	309, 406株
		平成8年5月	エスリード管理株式会社代表取 締役社長 (現任)	
		昭和56年4月	大京観光株式会社(現・株式会	
			社大京)入社	
		平成4年12月	当社入社 事業部長	
		平成8年5月	当社取締役事業部長	
		平成9年4月	当社常務取締役事業第一部長	
2	^{おお} つき きだ み 大 槻 定 美	平成10年4月	当社専務取締役事業本部長兼事	12 F06 1/L
	(昭和33年5月22日生)		業第一部長	43, 586株
		平成20年10月	エスリード管理株式会社取締役	
			(現任)	
		平成21年10月	当社専務取締役事業本部長	
		平成24年4月	当社専務取締役営業本部長	
			(現任)	

氏 名 (生年月日)	略歴、当 (重要	i 社における地位、担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
	平成6年8月 平成8年6月	株式会社大春工業(現・株式会 社ディー・エー・シー)入社 当社入社	
いの うえ ゆう ぞう 井 上 祐 造	平成12年4月 平成17年6月 平成19年2月	当社経理部長 当社取締役経理部長 エスリード管理株式会社監査役	8,716株
(昭和33年12月9日生)	平成21年4月	(現任) 当社取締役管理本部長兼経理 部長	
	平成24年6月	当社常務取締役管理本部長兼 経理部長(現任)	
あらい こう いち 新 井 浩 一 (昭和36年3月6日生)	昭和60年12月 平成4年5月	株式会社大京入社 当社入社	
	平成9年6月	当社取締役営業第一部長	12,670株
	平成19年4月 平成20年4月	当社取締役営業第一部長 (現任)	
	昭和62年10月	株式会社大京入社	
やまだまさひろ	平成14年4月	当社営業第二部長	4 0 0 0 144
(昭和39年12月14日生)	平成20年4月	当社営業第二部長	4,820株
		(現任)	
**** ば *** 大 場 健 夫 (昭和48年7月21日生)	平成9年3月 平成20年4月 平成24年6月	当社営業第四部長 当社取締役営業第四部長	7,000株
	(昭和33年12月9日生) が計算 (昭和36年3月6日生) がおります。 がおります。 がおります。 がおります。 がおります。 がおります。 がおります。 がおります。 がおります。 はおります。 はまります。 はおります。 はおります。 はおります。 はおります。 はおります。 はおります。 はおります。 はおります。 はおります。 ははははははははははははははははははははははははははははははははははは	平成 8年 6月 平成 12年 4月 平成 17年 6月 平成 19年 2月 平成 19年 2月 平成 21年 4月 平成 24年 6月 平成 24年 6月 平成 24年 6月 平成 24年 6月 平成 29年 4月 平成 20年 4月 月月	世界 (昭和33年12月14日生)

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
7	や もと こう いち 箭 本 浩 一 (昭和37年4月7日生)	平成3年2月 地産トーカン株式会社入社 平成5年6月 当社入社 平成20年4月 当社経理部部長 平成23年4月 当社総務部長 平成25年6月 当社取締役総務部長(現任)	4,860株
* 8	声 井 幸 治 (昭和48年3月30日生)	平成9年3月 当社入社 平成27年4月 当社事業第一部長 平成28年4月 当社事業本部長(現任)	-株
9	ばん だ とも ゆき 半 田 智 之 (昭和40年10月20日生)	昭和63年4月 森ビル株式会社入社 平成22年5月 森トラスト株式会社ビル営業部 営業第1部部長 平成24年4月 同社大阪支店長 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成25年7月 森トラスト株式会社執行役員 大阪支店長(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 当社は、取締役候補者である半田智之氏が選任された場合は、業務を執行しない取締役とする予定ですので、期待された役割を十分に発揮できるよう、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし、「第1号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

その契約は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとするという内容であります。

4. 半田智之氏の上記「略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)」の欄には、 当社の親会社である森トラスト株式会社における現在又は過去5年間の業務執行者で あるときの地位及び担当を含めて記載しております。

また、現に特定関係事業者である森トラスト株式会社の業務執行者であり、同社より使用人としての給与等を受ける予定があり、過去2年間においても受けております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと 存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位	、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	***** * ****** * ***** * ****	平成6年7月 平成15年4月 平成16年10月 平成20年9月		一株
2	だいましのり 新 井 義 典 (昭和25年8月7日生)	昭和49年4月 平成13年3月 平成15年4月 平成17年3月 平成19年5月 平成19年6月	中小企業金融公庫入庫 同公庫福島支店長 同公庫京都支店長 同公庫審査部長 同公庫退職 公益財団法人徳島経済研究所 理事(現任) 当社社外監査役(現任)	一株
3	こん どう まさ かず 近 藤 正 和 (昭和25年6月2日生)	昭和50年4月 平成8年4月 平成9年4月 平成15年3月 平成15年10月 平成16年3月 平成22年6月 平成27年6月	株式会社大和銀行(現・株式会社りそな銀行)入行同行審査部主査同行審査部次長同行大阪融資第三部主任審査役同行融資管理部主任審査役同行退行当社社外監査役(現任)株式会社トーアミ社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
 - (1) 米津均氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の税理士としての財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査等に活かしていただきたいためであります。
 - (2) 新井義典氏を社外取締役候補者とした理由は、中小企業金融公庫の要職を歴任された知識・経験と不動産業界に関する幅広い見識を有しており、客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 - (3) 近藤正和氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社りそな銀行の要職を歴任された知識・経験と幅広い見識を有しており、客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 - 3. 当社と新井義典氏及び近藤正和氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、両氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。また、米津均氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 - 4. 当社は、新井義典氏及び近藤正和氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、米津均氏が選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されます と監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことに なる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするも のであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
ません まき ひろ 藤 澤 雅 浩 (昭和27年2月15日生)	平成20年9月 平成21年9月 平成23年3月 平成24年3月	大阪府警察官 拝命 大阪府豊能警察署長 大阪府警察第二方面機動警ら 隊長 大阪府東住吉警察署長 大阪府警察 退職 当社入社 総務部部長 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 候補者と当社は雇用契約を締結しております。 候補者が監査等委員である取締役に就任する場合は退職のうえ就任予定であります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第16回定時株主総会に おいて、年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議を いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、 これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考 慮して、年額350百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、従来ど おり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じま す。

現在の取締役は8名(うち社外取締役1名)であり、本議案に係る取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の員数は、第1号議案及び第2号議案 が原案どおり承認可決されますと、9名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議 案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

平成28年3月31日付をもって辞任されました取締役大澤保裕氏及び平成27年12月31日付をもって辞任されました取締役小松裕邦氏、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます監査役白井徹雄氏の3氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については、 取締役会に、退任監査役については、監査等委員である取締役の協議にそれ ぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏			名	略	歴
大	^{さわ} 澤	やす 保	ひろ 裕	平成4年5月 平成9年4月 平成24年6月 平成28年3月	当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社専務取締役 辞任
小	まっ松	_{ひろ} 裕	邦	平成25年6月 平成27年12月	当社取締役 当社取締役 辞任
ls 白	井	微	雄	平成24年6月	当社常勤社外監査役(現任)

以上

株主総会会場ご案内図

大阪市北区天満橋一丁目8番50号 大阪アメニティパーク(OAP) 会場 帝国ホテル大阪 4階 牡丹の間 電話 06 (6881) 1111 (代表)



交通のご案内

歩: JR環状線「桜ノ宮駅」西出口より約5分

JR東西線「大阪天満宮駅」より約10分 地下鉄谷町線・堺筋線「南森町駅」より約12分

: 梅田より約15分 新大阪より約20分 阪神高速守口線 扇町出口・南森町出口より約5分

シャトルバス: JR大阪駅西側高架下(桜橋口)よりシャトルバス(無料)を運行(約15分)

お 願 い

当日は駐車場が混雑する可能性がありますので、お車でのご来場は極力ご遠慮願い

株主総会にご出席の株主様への記念品はとりやめとさせていただいて おります。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。